

Title	村落における講と家連合：長野県諏訪市湖南南真志野
Sub Title	Ko-groups in rural life
Author	米地, 実(Yoneji, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1963
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.2 (1963.) ,p.29- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000002-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

村落における講と家連合

— 長野県諏訪市湖南南真志野 —

Kō-Groups in Rural Life

米 地 実

Minoru Yoneji

目 次

ま え が き

1. 一般的考察
2. 南真志野の場合

ま え が き

日本村落における家及び家連合⁽¹⁾の社会的意義が重要であることは云うまでもない。この問題に接近する一側面としてここでは講をとらえる。この小論は慶応義塾大学村落調査会が行っている諏訪市湖南南真志野の共同調査⁽²⁾の整理の一部をなすものであって、元來講そのものが研究の対象となるものではないが、今日広汎にその性質を替えつつあるように見える家及び家連合の性格をとらえるのに、今日すでに一般の学徒に忘れられつつある講をとらえることによって、明治以降に新しく生じた家連合の性格をかえって明確にとらえ得ると思うからである。現在進行しつつある家連合の変化も日本の歴史的展開をふまえてのことであることをここで特に問題としてとりあげたい。

1. 一般的考察

講を古いもの、現在意味の少ない、単に形骸化して存在するものであるとして、地域社会の研究において取りあげない場合が多いが、それは講が何か特殊の信仰集団、もしくは特殊な経済集団であるとの点に焦点をおい

て、それ自身の機能が衰えると共に地域社会における重要性をもたぬものときめつけ、これを無視して来たのであるように思われる。講が特殊な信仰集団ないし経済集団であることは明らかであるとしても、それらが地域社会において家連合として形成された事実が私にとっては大切であって、このことは地域社会の家連合の性格を一般的にとらえるためには、欠くことのできない事実であることを考えざるを得ない。

よく見れば、講という呼称の付せられる事実がまだ現在においても、意外に広範にわが国に分布することに注意しなければならないことは、昭和30年における農林省の調査においても明らかである⁽³⁾。

講とはどのような事実につせられた呼称であろうか。講と呼称される事実の内容は多種多様であり、一般に講という呼称でその内容を判断する事は不可能とされている⁽⁴⁾。

講の検討にあたり、講はどのような内容を有し、同一地域社会における他の家連合や他の集団との相違を明確にする必要がある。講と呼称される事実とはどのような事実に対応するかを検討せねばならない。南真志野の講を検討するに当り、まず一般的な講の規定について検討する必要がある。

従来見られた諸氏の見解は錯綜しており、厳密な意味で講と呼称される事実を明確に、全面的に概念規定しているものは皆無であるといつてよい。これは講そのもの

(1) 家を単位として結成する生活上の各種の共同組織、互助組織をさす。
(2) 慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要第一号参照

(3) 農林省、昭和30年臨時農業基本調査結果報告第4巻
(4) 竹内利美、郷土研究講座2「組と講」p. 236
桜井徳太郎、講集団成立過程の研究 p. 586

の種類があまりにも多く、結成契機も複雑多岐であることをしめしており、また機能面に因しては桜井徳太郎が指摘するように「政治、社会、経済、社交、娯楽など人間生活の機能するあらゆる面に触れて講の形成がみられる」⁽⁵⁾。

生活関係としての講は現在その積極的意味を有するものは極めて少ないが、注意せねばならないことは、桜井も指摘する講の多種多様な状態が現在の状態であるか、過去の状態であるかを明確に分離して考察せねばならない点であると思う。

竹内利美は講集団の本質を信仰的要因に求め、経済的要因による講集団を信仰的講からの派生分化、或は単に二義的な呼称にとどまるものとしており、少なくとも信仰的要因に基くものと経済的要因に依存するものを別個に分離して観察する方が紛れが少ないと述べている⁽⁶⁾。

講の本流を信仰的要因によるものにおくことは正しいとしても、その他の講が何故二次的派生的に現われたか、またどうして転用された呼称として通用され得たかを考える必要がある。その点の解明なくしては講一般の研究は十分とはならないし、講の性格を理解することは出来ない。

講を各自任意に規定し、規定に適合したものを本来のもの、然らざるものを派生的なものとして除外する接近の仕方は敢に避けるべきであろう。

頼母子講、無尽講のような派生的講とされているものも、発生的には、講とは別の起源を有していることが示されている。すなわち、由井健之助によれば⁽⁷⁾「頼母子」は「上古の貸税の遺物たる田物代に起り、人民相互の共済組合として発達したものであり……」、「無尽」は「鎌倉時代の無尽銭と称する質貸金より発生したものであるが、何時の間にか相互共同組合を意味する前説の頼母子と同義に転用されうる様になった」と。頼母子、無尽がそれぞれ頼母子講、無尽講と呼称されるようになったのは後に山の神、月待、日待に講の呼称が結びつけられたことと軌を一にするものであろうし、あるいはその時期においても等しうしているかも知れない。

講を信仰集団として捉えることに躊躇しつつ、あえて講を信仰集団として捉えていると云うのが一般であり、信仰と無縁と見える講を一応派生的なものとして取扱っ

ている⁽⁸⁾。

しかし一般にある種の社会現象はその派生的なものといえども、その顕現の可能性の一つの限界としてとらえるべきであるから、派生的なものをも含めてそれらを把握することが必要である。

派生的、二次的な講の存在から、後に述べるように、われわれはわが国における家連合の形成に伴う人々の関心の変遷に目を向けねばならない。すなわち講の成立する可能性の限界を通じて、講の本質と共に、家連合の性格を探る糸口が見出せるように思われる。

桜井は、講は現時点においては、何らかの点において、信仰と関係があるということを、全国的な踏査を経た後、一応結論付けている⁽⁹⁾。しかし宗教的信仰的契機のみで講集団の形成を割り切ることは困難であることにも言及している⁽¹⁰⁾。同時に機能に因しての説明において、講成立の当初においては明らかに信仰的機能を発揮していたものが、実際の活動面をみる時、それは単一の信仰的機能にのみ局限されていないことを指摘している。講が地域社会において家連合として成立する場合、それは地域内家連合としての性格を有し、したがって単一機能においてのみ家連合が形成され、継続され得る可能性は極めて少ないという点を指すものと思われる。

講集団を検討するにあたり、この集団の連続するという点だけで、講が継続していると判断してはならない。この集団が講であるということをその成員が認めるか否かの吟味もまた必要である。

例えば桜井は次のような事例をあげている。「もちろん契約講という名称は、時代の推移につれて、あるいは部落協同組合、部落会、何某社、契約会などと現代風の呼称に改名されているところも少なくない。たとえば……牡鹿郡牡鹿町小網倉浜部落の事例をうかがうと、慶応四年『若者中神風講』→明治四十三年『青年契約会』→大正八年『契約団』→昭和二十二年『実業契約団』→昭和三十三年『実業団』とあって……。かつ原型は古くから行われてきた若衆契約講の規約に定められたところにおかれている」⁽¹¹⁾。

現在「実業団」が若衆契約講の規約に定められたところにあっても、集団としての連続性は認められるけれども、これが講であるという断定はこの説明のみでは不可

(5) 桜井 前掲書(4) p. 586

(6) 竹内利美、講集団の組織形態 (民族学研究 8 の 3 p. 34~35)

(7) 由井健之助、頼母子講の法律関係 p. 5. 1934年

(8) 竹田徳川、近世村落の宮座と講 (日本宗教史講座 3) 竹内 前掲書(6)

(9) 桜井 日本民間信仰論 p. 127

(10) 桜井 前掲書(4) p. 586

(11) 桜井 前掲書(4) p. 166

能であることはいうまでもない。呼称変更が内容の変化を来すか否かが問題にされねばならないし、もし変化ありとすれば、変化した点に講としての特徴が潜んでいるように感ぜられる。

講という呼称の家連合以外への転義、転用があることは認められる。この場合講行事内容との類似による呼称転用があると考えられるが、本稿では触れず、別に言語社会学の問題としてのべる。

桜井によれば「おそ人間生活の全機能は、挙げて講結成の要因となっている」⁽¹²⁾「人間生活が複雑となり、その機能が分化するにつれて、講のもつ機能も細分化されてきた」⁽¹³⁾といている。どうしてこのような現象が生じたのであろうか、人間生活が複雑となり、その機能が分化するにしたがって、新しい機能集団の成立することは通例であるが、それが講の分化と相関することに重要な意味があるとみなければならぬ。そして講という呼称がこのようにして幅広い集団呼称になったのは何に起因するかの考察が必要である。

ここにおいて、講という呼称の発生に伴うその本来的な意味と使用法とを吟味する必要がある。また講という結社形式が如何なる過程を経て、また如何なる意味をもつものとして、地域社会に浸透していったかを検討する必要がある。講の発生に関して諸氏の見解はほぼ一致している。すなわち桜井の説く所によれば「元来は仏教的意義をもつ寺院行事、またはそれに参与する僧衆集団を指していたわけである。つまり宗教的機能をもつ信仰的社会集団であった」と要約することが出来る⁽¹⁴⁾。

次でこのような講が地域社会に伝播されてゆく過程については「原始信仰型、氏神型」の「講は信仰集団としてはもっとも早くその地域社会に現われたものである。しかしながら、その信仰集団に『講』という名称が附せられていたかどうかはすこぶる疑問であって、そういう信仰上の諸集団に講名の附せられたのは、時間的にはむしろかえって遅く、つぎの代参講などが出現してから後のことではなかったかと思われる。いっぽんに……神道の講は……仏教的講に後れて出現してくる（信仰集団組織としては遙かに早く成立していたけれども）。この仏教的講に刺戟されたその神道の講が、さらに地域社会に浸透して、そこに定立された在地信仰集団に接触する。すると、それに影響されて、在来の田の神、山の神などの信仰集団にも講名が附されるようになったので

ある」⁽¹⁵⁾これは神道、仏教の伝導者によって講が信仰集団の結社呼称として地域社会に受容されてゆき、講は信仰集団呼称であるという認知によって在来信仰集団にも講なる呼称が附せられたことを指摘しているように思われる。なお現在においても講は「われわれが、実際に村落社会集団の調査に出かけてみた結果判断すると、それらの結合の目的や色合は多種多様であっても、とにかくどこかの点で宗教とのかかわりあいをもっているのが講集団であると結論していただきたい間違いないと考えられるのである」と⁽¹⁶⁾。以上のごとく現在、講は信仰集団として一般に理解されていることは明らかである。

講という結社呼称の地域社会に浸透していった時期は地域により異なり、確定できないと思われるが、桜井は「民間に伊勢参宮の風が行われるようになったのは、どのように遡ってみても中世末戦国時代をこえることは出来ない」⁽¹⁷⁾と説いたこと、そしてそれは代参講成立以後のことであろうという彼の説と共に注目すべきである。したがってこのことは戦国時代以来江戸時代を通じて生じたことであるように思われる。とにかくこの呼称は民間に本来的に在った語でなく寺院、神社等より民間へ或る特定の意味を持つものとして伝播し、受容されたと見てよいであろう。

講の存在状態を解明するには次の二点をまず明確にする必要がある。すなわち講をいかなる事実として地域社会において認知しているか。家連合の形成に伴うその集団意識はいかなるものであるかの二点である。

講の存在形態や内容は多種多様であり、信仰と無関係と思われるものもある。現在存在する講は何らかの点において信仰と関係があると桜井は指摘している。私もこの指摘は妥当と考えている。そこでこの関係をいかに説明するかが問題となる。信仰と一見無関係な家連合にも講といわれる呼称が与えられたことは、講といわれる家連合がいかなる集団であったかを改めて検討せねばならない。発生的には講は宗教・信仰と密着する集団呼称であった。また地域社会への浸透も僧侶等により宗教的な家連合の呼称として扱われた。そしてはじめに講は宗教的信仰の家連合として成立した。その内容や性格は外から与えられた講の性格と受入れ側の家連合やそれが従来持っていた宗教的信仰の性格との相互規定によるものであることはいうまでもない。それが何故後に信仰を直接の契機としない家連合に講という呼称が付けられたので

(12) 桜井 前掲書(4) p. 23
 (13) 桜井 前掲書(4) p. 24
 (14) 桜井 前掲書(4) p. 14

(15) 桜井 前掲書(4) p. 531~532
 (16) 桜井 前掲書(9) p. 127
 (17) 桜井 前掲書(4) p. 256

あろうか。

ここにおいて講を受入れる地域社会の家連合が一般にいかなる性格を有していたかを取り上げねばならなくなる。

このことはこの小論文ではとても、簡単には言及することのできない大きな事柄であるように思われる。講が地域社会の家連合に受容されると、この地域社会において、講は一定の信仰集団の呼称であるという認知によって、本来のある種の信仰的集団に講という呼称を冠することが比較的容易に行われたというだけのことではない。講は前述したように仏教起源の呼称であるが、これが非仏教系統の信仰集団にも結びついたという事実は日本における神仏融合（本地垂迹）の大きな流れをふまえてのことであることを考える必要がある。そしてまたこの事実は信仰の内容としては何を指しているかが明かにされねばならないから、ここで問題にするには余りに大きすぎる。私はここでは仏教が民間信仰においては氏神信仰の地盤の上で守護神信仰として展開してきたことを認めるに止めておく。これに関する極めて示唆的な論及を有賀喜左衛門が行っている⁽¹⁸⁾。これらによれば非仏教系統の在来の信仰集団としての種々の家連合の上に重なって、あるいは交錯して講と称する仏教系統の信仰の家連合が生じて、それは必ずしも異質的なものということはできない。すなわちいずれも家や家連合の守護神として作用していたからである。この背景として非仏教系統の信仰と仏教との融合の歴史があることを忘れてはならないように思う。

家連合がいくつもの機能を複合して持っていることは通常の事であり、社会集団である限り単一の機能しか持たぬということはほとんどない。特定の信仰を中心として結成された家連合を宗教集団と称しても、宗教的機能を重要な一つの機能とみる意味であり、他の機能的側面を欠除していることを意味しない。桜井は講の「機能分化現象が生じてくる。そうした機能の分化によって、講集団の性格はいっそう多様となり多彩となる」⁽¹⁹⁾と説く。しかし講（信仰集団）の機能の分化はあくまで信仰集団としての機能分化であり、これが別箇の諸機能集団に分化し転化する根拠はない。講集団の性格が多様多彩となることはこの限りにおいては信仰集団として把握すべきものである。桜井のいう如く「講集団が信仰面に踏

踏するわけにはいかない」としても、それが経済的家連合ないし政治的家連合に分化した場合でも、それらが家連合として成立する限りは、信仰面を全く喪失してしまうことにはならない。家が信仰を全く欠如して存在し得るような条件におかれぬ限りそうである。したがって講が導入された時、既存の一定の家連合に結合したか、または講を媒介として新しい家連合が結成されたかの区別はあっても、講が家連合と結びついたことに重要な問題があることをみななければならない。地域社会において講をその家連合から離して考えてみても、その実態を理解することはできない。諸機能を包括して持つ家や家連合と講とが結びついているから、講は桜井のいうように単に「信仰面に踏踏するわけにはゆかない」のであり、一つの講の機能分化と見える多種多様な講の成立は家や家連合の機能の分化に結びつくものとして考えられなければならない。

桜井は「人間生活が複雑となりその機能が分化するにつれて、講の持つ機能も細分化されてきた」といっているが、それは講の機能が多種多様に分化されたのではなく、家連合の機能が分化され、新しい家連合が生じた場合、そのあるものにその講とは内容がちがっても、講の呼称をつけることによって、それが成立すれば、講の意味には変化がみられるはずである。

ここにおいて有賀の次の考え方を吟味せねばならなくなる。「講の村落生活の内に取容れられた時、既に村落生活はあったものであるから……如何なる集団とそれが結びついたかが重要である」⁽²⁰⁾。すなわちこれはすでに存在した何らかの家連合と講が結びついた場合に、その家連合の性格によって、講の性格を検討せねばならぬことを示すものである。この場合はこれとして正しいと思うが、さらに講が新しい家連合として成立した場合も少なくないことを知らねばならぬ。ともかく講と呼称される家連合が単に信仰を主契機として結成された家連合にのみ限定されず、他の家連合にも広く適用された事実を見るならば、それらの家連合に共通し、かつ講と呼称されることに矛盾を感じせしめない何ものかがなければならぬ。しかしこれらの家連合に共通するものをその機能に求めることはできない。「政治、社会、経済、職業、社交、娯楽など人間生活の機能するあらゆる面に触れて、講の結成がみられる」⁽²¹⁾と桜井があげている点からも不可能であることは当然であろう。

ある家連合が講を受け入れる基盤となっても、地域社

(18) 有賀喜左衛門、日本に於ける先祖の観念一家の系譜と家の本末の系譜と一(岡田謙・喜多野精一共編、家—その構造分析所収)

(19) 桜井 前掲書(4) p. 505

(20) 有賀喜左衛門、村落生活 p. 233

(21) 桜井 前掲書(4) p. 587

会の人々に何ら矛盾を感じしめなかった場合は、講の本尊がこの家連合の守護の役割を持つものとして、これを受容したのであり、この意味で旧来のカミに矛盾しないという認知にもとづき、講呼称は把握されたと考えられるから、それはまず地域社会に存在していた在来信仰を中心とする何らかの家連合を講と呼称したと考えることは可能であろう。しかしこの限りにおいては信仰を主契機とする家連合以外の家連合に何故講という呼称を附け得たかは解明することは出来ない。

講が信仰を主契機とする家連合の呼称のみに限定されず、他の家連合の呼称にもなり得たということは次の点を考えることにより理解することができるであろう。またそれにより講の時代的性格の変化や多様であることの説明が極めて容易になると思う。すなわち一般にある限定された時期、または地域においての家連合形成に伴う成員の共通の関心について考慮することである。信仰を主契機としない家連合にもあえて講という呼称を附したことや講という家連合を結成したことは、彼等が生活において絶えずいろいろな守護神（仏教を含めて）によって守られる必要を痛切に感じていた特定の政治的、経済的、社会的条件と切り離すことは出来ない。日本の過去の歴史が示すように、個々の家は神棚と仏壇とを守護神として持っていた。非常に多くの家連合は家そのものの守護神とは別に、それ自体の守護神を持っていた。家連合としては統一的な守護神を持たぬ場合でも、それに属する個々の家はそれぞれ守護神をもっていた。村落もそれ自体の鎮守を持ち、統一國家が成立した場合にも全体の総鎮守は成立した。これらと表裏して仏教諸宗派の諸講が個人の家や家連合の守護を目標としていくつか成立した。これらの信仰は特定の時代においては、現実には極めて複雑な係り合いを持っていたが、重層して個々の家や家連合や村落や町場などの守護をなすものとして期待された。そういう条件の中でいろいろな集団は一例えばいろいろな職業集団すら一守護神を求めようとする一般的な共通の関心を有していたとみるべきではなかろうか。

新しい家連合を基盤として成立した多くの講が特定の信仰を主契機として成立したことは当然としても、其他の家連合が他の種類の守護神信仰（カミガミ）と不可分離の存在であったことは明らかである。

地域社会において講の成立に先行していた家連合は信仰と切り離し得ないと云う関心の存在、より限定して表現すれば家連合には当然カミの守護が必要であるという関心により、新らしく講が入って来るやそれに強烈に対

応する状態に迄展開せしめられたのではあるまいか。その対応の仕方はほぼ二つあって、一は在来の家連合（マキや其他）によって講集団を結成したもの、二は新しく家連合を結成して講集団として成立したものであり、これらは個々の村落の社会的条件のちがいにより生じたものである。

家連合は個々の家の生活の自立を補完する意義を以て村落内部において複雑な互助組織として結ばれていることは周知のことであるが、これらの家連合成立が、特定の時代においては、家連合にとって守護神が必要であるという共通の関心が存在しており⁽²²⁾、それは家連合の性格を規定するものであった。それ故特定の時代の政治的、経済的、社会的条件において、家連合は基本的に信仰と結びついたし、また講に結びつき得る可能性を持っていた。しかも講という呼称は仏教から来たという外来的な語感があり、簡潔で魅力的であったことも、講の盛行の理由となったと考えられる。そして家連合や其他の集団と講とが同義的に用いられる場合もあったのではあるまいか。

しかしすべての家連合（家は何らかの意味で信仰と関係がある）が講と呼称され得ると云うことをいうのではない。その可能性を潜在せしめているというにすぎない。例えば氏神信仰に対しては講の進出は明らかにさげられていた。講は村落生活における氏神信仰に対して補足的な意味を持つものとして考えられて来た。したがって僧侶等による講の伝播の仕方にもこれに関連すると思われるが、本稿では残念ながらこれ以上触れることはできない。

家連合に講という呼称を附する可能性があるといっても、それは家連合の性格が特定の時代において共通していたり条件の内においてであり時代の政治的、経済的、社会的条件が異なると、それはあり得ない。明治以降この条件は次第に崩れて、家連合に守護神を必要としない条件が資本主義の発展の中に現れ、その過渡的過程の中で守護神を必要とする考え方と必要としない考え方が複雑に混り合いながら、後者に向って変遷して来た。それはこの期間の政治的、経済的、社会的条件の変化と対応しているとみることが出来る。

(22) 特定の時代に集団形成にとって、いかなる理由で結合の表象としてのカミを必要としたかは集団の安定保持の視角から解明せられねばならない。安定保持機能としてカミが集団に加え入れられたのであり、この政治的、経済的、社会的条件がかわれば、これがカミ以外に移転することがあるのは云う迄もない。

家連合の呼称として講以外にも組、仲間、連中、座等数多くあったことはいうまでもないが、この場合でも過去の時代には呼称のいかにかわらず信仰と結びついたことを注意しておく必要がある。

一般的には機能内容よりみて、同種の家連合に講呼称を附するか否かは、その成員の信仰と家連合についての関心の在り方に存する。

講は発生的に、また伝播過程において宗教・信仰と結びつくものであったのに、それが信仰を主契機としない家連合にも附されたということ、そしてまたこの類の講が多く生じたことは、別の角度より見なければならぬ。

すなわち特に明治以後の政治的、経済的、社会的条件の変化に伴い家連合が変化して来たことが注意されねばならない。そして家連合が包括的な生活互助組織から比較的単一契機的な互助関係に分化してゆく傾向が著しくなったことがそこに表れている。

家連合と講に関しての関心の変化は一方では講を信仰に限定して用いるのに、他方では講の行事の特殊な一面のみをとらえて、その意味を転化させることが生じてきた場合もあった。例えば和歌森太郎によれば「講は近代にはもっぱらごちそうを食べる機会というふうに考えられてきたので、家庭でさえも、とくにはりこんで夜食の量を多くしようとすれば、『今日はお講にしよう』といたりする」⁽²³⁾という場合が報告されている。ここでは講の古い意味が失われている。講という言葉は残ったが、信仰をはなれたばかりでなく、家連合であることも必要でない新しい意味に転化している。その底には講を支えて来た政治的、経済的、社会的条件の変化があるのである。言語社会学的な現象として注目すべきである。

信仰と関係の無い講集団が現存するという報告等には、かつて講と呼称されていた集団が連続しているので講とみとむべきであると主張されるものがある。また呼称の変更があったことを無視した場合もあるし、他の同種の集団に講という呼称がついているために、あえて講ときめつけてしまうものもある。さらに集団として連続しているので、あえて呼称変更をしなかったものもあろう。特に記録類においては呼称を変更しないものの方が多かった。また講呼称が信仰集団と結びついていたという事実が忘れられたり、そういう関心が失われた場合もあったであろう。

2. 南真志野の場合

南真志野における講集団はすでに消滅してしまったものも含めて、その名称を現在われわれが知り得るのは次の通りである⁽²⁴⁾。

1. 現在何らかの行事を行っているもの。

祝神講、伊勢講、蛭玉講、太子講、天神講、成田講、念仏講、山の神講

2. 記録文書、聞き取り等によって知り得るもの。

御嶽講、金山講、基礎講、記念講、木伐講、五年講、拾老入講、シンジュ講、神風講(社)、信用講、頼母子講、戸隠講、豊年講、三峯講、湯殿講、老人楽講、井戸講、養蚕講、明神講(北真志野)

これらの講の内容のわかるものはすべて家の結合を土台として成り立っている。この家連合がどのような内容を有して相互に重層交錯しているか、また講仲間が村落においてどのような位置をしめていたか、それがどのようにして変化し現在に至り、その多くは消滅し、残るものも次第に重要性を持たなくなったかの過程を知ることが大切である。講そのものとしてみれば資本主義の発達に伴う政治的、経済的、社会的条件の変化によって次第にその重要性を失ったとしても、そこに至る過程において家連合と結びつき、家連合の機能の分化にしたがって、ある時期には家連合を促進する役割を持ち、やがて新しい機能分化の中で、多くはそれから脱落する運命におかれ、その少しばかりが今もなおそれに結びついて、何らかの役割を持っている。これらの変化は家連合の時代的移りかわりをかえてわれわれに理解させる資料となっている。今日家連合がまだ存在しなければならぬ諸条件が蔽存しているが、ここではもはや講によって存在の保障を求めようとする関心のなくなったことを示している。家の生活保障の手段を講より他のものに多く求めている。そして家連合の性格がかなり大きく変化したことを示している。

講名により講の内容を判断することは不可能と思われる。それは講に名称を付ける基準に何を求めるか区々であることと、講が家連合として継続する場合その内容はその存在の条件により変化する場合が多いからである。講名の変更は内容が講名と相当大きく離れた場合のみあり得るが、一般には少ない。また講名は内容の一面を示すものであることは通常である。故に一般に講名

(23) 和歌森太郎、信仰集団(日本民俗学大系 3, p. 282)

(24) 全ての講についての内容を紹介する、または説明することは紙数の都合上不可能であるのでそれは別の機会にゆずりたい。

により講の内容や機能を論ずることは意味の少ないことが多い。

講を家連合として把握するには、それがどのような生活関係を示しているかを重視せねばならない。

現在、南真志野の人々は講をどのような性格を持つ家連合として理解しているのであろうか、現存の前掲八種の講は構成員の性格がはっきりしている祝神講⁽²⁵⁾、太子講⁽²⁶⁾等の講においても、年一回の共同飲食がほとんど唯一の行事である。いずれの講においても何らかの信仰対象を有しないものはなく、それを離れて講は存在しない。会合に際しては、祠や神社等へ参拝し、あるいは祭神名、神仏像の掛軸を当番の家の床の間等に掛け拝礼することが行われている。講以外にも神社や寺などに関係する行事はもちろんないわけではないが、信仰に関係のない会合においては、このような行事を行うことはない。これら諸講は信仰中心の家連合であることを示す事実として、次のことはこの証拠となるものであろう。それは元いずれかの講の講員であって、其後、創価学会へ加入した者はすべてこれら諸講から脱退している。ところが彼ら創価学会会員は隣組や協同組合から脱退したということのないことである。

一般に南真志野においては講は信仰と関係をもつ集団であることは例外なく認められており、講と名付けられて信仰と無関係な集団は現在全く存在しない。

信仰という点を除いては、講と会合の運営の仕方においてもほとんど同じと思われる同年会について、その会員に何故講と呼ばないかという質問をしてみたが、彼らは講とは掛軸を拝んだり、神社や寺などのお礼を受けたりするものであって、神仏に関係がなければ講とは呼ばないと答えてくれた。これだけではあいまいな点もあるが、同年会は神仏の信仰が直接の動機で成立したものでないことは、その名称によってもきらかである。しかし同年会の行事としては一同でいろいろの神社、仏寺に参拝したり、そのお礼をもらったりすることはもちろんある⁽²⁷⁾。

どの山の神講も江戸時代及び明治時代の記録⁽²⁸⁾を持っているが、山の神講と呼称せずに、それと同じような内容の記録文書⁽²⁹⁾を有する山林共有の仲間(家連合)の会員に同年会の場合と同様の質問をしたところ、その答も同様であった。

講の会合は実際には娯楽慰安の要素が強いが、集まるための目標として神仏が用いられるので、そのたてまえとしては信仰が契機となっている。神仏も拝まず、唯共同飲食するだけの場合には娯楽慰安のための家連合と見られぬこともないが、講の家が輪番に講の会合の宿をしているやり方は単なる娯楽慰安ともちがうという印象を与えられる。

蚕玉講⁽³⁰⁾について質問したとき、現在蚕玉講は存在しないが、またこれから話す内容も蚕玉講についてはないがと特に前置して、「今は養蚕組合から組合員に助成金が出る、養蚕組合の慰安会が終ると、今度は農事組合の仲間と一諸に一日旅行に出かける、またそれだけではもたたりず一日どこかえ遊びに出かける。養蚕組合には養を飼う家は全部参加している」。非常に示唆の多い言葉である、と云うのは、これから判断すると蚕玉講とは蚕蚕家仲間の慰安会の如きものという考え方と単なる慰安会とは異なるものであるという考えとが見られる。

蚕玉講を結成した家連合において、その組合せの仕方は複雑であった。南真志野部落全体の家々の加入するもの⁽³⁰⁾、拾戸組、あるいは五戸組⁽³¹⁾を単位としたものなどが重層して存在した。それらは特定の時期に大小の規模で結成された。もちろん南真志野のすべての拾戸組、あるいは五戸組において結成されていたか否かは現在不明であるが、養蚕の盛んであった時期には相当多数の蚕玉講があったことは聞き取りによってもわかる。

「こだま様」を祭神として講がつくられたのは、こだま様は養蚕の神様として信じられていたからであり、祭神は講の内容の一面を明らかにしている。養蚕は南真志野において明治以後戦前迄は主要な生業であった。蚕玉講が成立し、盛んとなった後に、また衰退したことは、このような生活の変化と無関係ではありえなかった。現在の蚕玉講の衰退も養蚕の減少に対応するものであ

(25) この講を支えているものは、マキと称する家連合で、マキは大体は木家と分家をその構成員とするが、もっと複雑なものもある。

(26) この講を支えているものは大工の仲間である。

(27) 同年会は通常家連合でないことはもちろんである。しかし、この場合は明治23年生れのもの、他は明治41年生れの同年会であり全て戸主、もしくは、戸主であったものによって構成されているため、家連合的な性格が極めて強い。

(28) 各山の神講所蔵文書、内一つの講は昭和に入つてのみ文書記録を有する。

(29) 熊沢直治氏所蔵文書「宇石橋共有持」

(30) 部落員全体が加入したと云う意味ではなく、加入しなかったものも多いが、南真志野を一つの範囲としていた。

(31) 拾戸組、五戸組、旧組等については本紀要第一号の山岸健「隣組、旧組、隣家」を参照。

た。しかし蚕玉講が特定の関心(養蚕)に結びついて成立しても、その関心の消滅が必ずしも講としての家連合を消滅せしめることにはならなかった。家連合そのものは他の関心に置き換えられ存続する場合もあった。たとえば特定の旧拾戸組の家々が結成している蚕玉講の一部の講員は現在養蚕を行っていないのに、依然としてこの講仲間として加入している事例がある。なおこの旧拾戸組は現在自治組織としての隣組とは重なっていない。この講員は現在三つの隣組にわかれている。

養蚕の衰退なくしても、蚕玉講の消滅はあり得た。蚕玉講に代って養蚕に関係する別の家連合、特に経済的、政治的に裏付けのある家連合(養蚕組合、農事組合等)が形成された場合に生じた。養蚕に関係ある集団(例えば蚕玉講、養蚕組合)の成立及び衰退は養蚕の推移と共に移りゆくと考えられるが、これらの内情に信仰集団としての蚕玉講の推移はこれに付け加える何ものかがなければならぬ。養蚕の発展してゆく過程においても蚕玉講の衰退はあり得るのである。これは養蚕業を規定している政治的、経済的、社会的条件の変化と共に、前述した通り家連合とその守護神に関する人々の関心の在り方の問題に帰着するのである。

南真志野において「木伐講」として記録文書⁽³²⁾のみに伝わり、現在の人々の記憶には全く存在しない講があった。天保二年より十三年間のみの簡単な記録であり、詳細は不明であるが、出資金口数と落札金額及び落札人名等は明らかである。出資総金額は十五両と推定でき、構成員は三十四人、他に伊勢講持、組持が存在する。講の成員はすべて南真志野村の野明沢組⁽³³⁾の家々であり、野明沢組が基体となっていたことは確定的である。講の目的は、山林立木の購買であると推定されるが、それを春秋二度落札を行っている。天保二年の落札金額七両余で、以下年を重ねるにつれて高額になっている。これは明らかに信仰のためにする補助的なものとは異なるであろう。経済的機能を主契機とするものと思われる。従前からの連続とも考えられず、そのために野明沢組として新たな機能を果たすために結成されたものと思われる。現在において講は信仰集団の呼称として他の集団呼称と

明確に区別されたのであるから、その点から見ても木伐講は信仰をそのうちに導入していたものと思われるが、記録に現われる限りでは、明らかに経済的機能を目的とする家連合であると考えられる。新機能集団形成にあたり、講の呼称を附した事例として重要な意味を有するものといわねばならない。

木伐講のような信仰を主契機としないと思われる講の存在したことを古老は皆口を揃えて教えてくれるが、明確に名称、行事内容を示してくれるものは極めて少ない。彼らは一様に昔はいろいろな講が数多くあったといい、しかも講は信仰集団の呼称として昔から通用してきたともいっている。そこに多少の疑問はあるが、現在の講はすべて信仰と結びついている所を見るとこれは正しい伝承であろうと考えられる。

北真志野の明神講は明白に地主仲間の講であったようであり、現在は消滅したが⁽³⁴⁾、明神社に会合し、それを祭祀し、後刻共同飲食した。その席上小作料の件等について取りきめを行う等政治機能を併せもつ講であったようである⁽³⁵⁾。

窒素分を含有していたとされている井戸から引水していた田の所有者達⁽³⁶⁾によって井戸講と云われるものも結成されていた。六戸の仲間であり、小祠をもうけてあり、年一回祭祀し、共同飲食の会合を各家輪番に行った。明治二十五年生れの老人が幼少の頃この会合に参加し、油揚げを食べた記憶があり、祭神は稲荷であったということである。この講は井戸の水の出が悪くなったこと、化学肥料の使用等により廃止された山であるが、他に治水工事の完備とも関係があるということである⁽³⁷⁾。

この井戸を共同利用する仲間は小祠をもうけ、講を結成したが、新に結成された肥料購入の組合、水利組合などは小祠を祀り、講集団として発足したと云う事実は全くない。

山の神講の現在に至る迄存続しているものは南真志野には六講存在する。内一講は事実上中絶しており、他五講は明治維新前より継続していることは確認出来る。共通する行事としては毎年一月十七日に当番家に会合し、共同飲食することであり、講の行事としてはそれがほとんど唯一のものであると云える状態である。これら六講

(32) 野明沢組所蔵文書「天保二年木伐講定書並落札留帳 野明沢組」

(33) 南真志野は四つの小部落に分れていた。四つの小部落は各(沢)組を結成していた。野明沢とはその一つの小部落であり、一つの(沢)組を結成していた。本紀要第一号所載南真志野共同調査の内、有賀喜左衛門「南真志野の概況」等を参照。

(34) 地主の内土地を売却し移住するものもあり、また農地改革により地主が存在しなくなったためとの説明である。

(34), (35), (36), (37) は沢矢博氏(m. 25.3.20生)よりの聞き取りによる。

(36) 六戸であり、内二戸は南真志野南沢組に属し、他四戸は隣部落の大熊に属していた。

は全て教戸より成っているが、講相互においては、何ら関係を持たず、連絡等もなく、相互に認知さえしていない。他にいくつか講が存続し、行事を行っていると話すと、彼らが驚くのをみても、彼らは自分らの山の神講のみ存続していたと考えていたようである。

何故に山の神講としての家連合を、毎年一回会合することによってのみ存続させているのであろうか。各講は共有の什器類を持ち、また積立金を持ち、備品購入資金としている講もある。現在において見る限り、全く無意味な存在のように思われる。しかし、講を消滅せしめようと積極的に主張するものもなく、継続している。

諸記録⁽³⁸⁾を見ると、幕末以来の講の一面面を知ることが可能であるが、共有耕地を所有していた期間があり、それが明治改元を中心として数年間に軌を一にするかのように共有耕地を売却しており、売却金を講員に貸付け、その利子で講の会合費用を捻出するようになっていた。一人数両借り受けるものもいた。これら共有金を貸借することによって、講員は密接な関係をもっていたようである。共有金貸付の真意は不明であるが、とにかく貸付金利子で講の会合を実施するためには、誰れかに貸付ける必要があった。しかし、講仲間以外のものに貸付けたと云う記録はない。この貸付金の意味は、各家の条件により全く意味の異なるものになり得た。講員において積極的に借入を望む場合と、講費用負担という形をとり、消極的に借入する場合とであったがいずれであっても、講の成員たる家の条件がその意味を決定したのであり、明治期の無尽の盛んであった有縁⁽³⁹⁾を念頭におくと、それ以前においてもまたこの貸付金のもつ意味は無視出来ないと思われる。共有金を分配したもの、また後に再積立による資金蓄積を行った例も存在する。各家をめぐる条件によって、これら諸講はその内容を変えて来たが、家連合としての結合は維持されて来た。現在のこれらの家連合が単なる年一回の会合のみであることによって、これを簡単に見すごしてはならない。それらは過去において、家連合の新しい展開への足場となって来たことを正当に理解することが大切である。それが家連合として存続する限り、機能的変化の可能性を有する存在であるからである。

これら家連合はその成員である各家の危機に直面した

(38) 各山の神講所蔵文書

(39) 関利弘家一屋号は全一所蔵の無尽記録によると、同家が明治八年より明治四十四年迄に関係した無尽の数は合計59であり、一つの無尽は数年より十年間経過することを考えると相当の盛行であったと云える。

際に、速かにこの家連合の機能を変化させる可能性をもっていることを、彼らは長い間の蓄積された経験によって感じていたように思われる。

このことは単に山の神講の事例にのみとどまらない、明治後期にある拾戸組で行われていた養蚕講も、単に信仰、慰安のみにその機能が止まっていたとは云えないことは次の原貞蔵氏の日記にもみられる、すなわち、

「明治四拾三年四月拾日（抄）

一、木日当十戸ニテ藤森金一郎ノ宅ニテ養蚕講を執行。一戸金四十錢ヅツ九錢過金

一、東英社⁽⁴⁰⁾ヨリ金五門也頂放ス、内武門講費ニ入レ残三門也ハ年一割ニテ貸附ケノ事トス。」

信仰集団として誰れも認める代参講として成立した戸隠講の場合⁽⁴¹⁾にも見られる。本講は西沢組の三十戸を以って組織し、毎年三月一日を「御当」の日と定め代参人を抽せんで定めた。講員各名毎に五拾錢宛集め、代参人一人につき参門を渡した。又それとは別に、大正八年の創立の時に講基本金を一人五拾錢づつ集め、代参人一人につき参門づつ年率割の利子で「義務的ニ貸附タルモノ」としていた。この利子参門五拾錢が「当番執行の節ノ菓子ヲ買フ」金として準備された。この講は昭和十七年迄継続し、各家の移動、代参人々数の変化等もあったが、西沢組々員以外の加入は無く、三十戸であったことは変らなかつた。本講の場合にも、零細ではあるが、基本金の貸付が特定の家に七年間毎年繰返し行われた。その家の当時の経済事情と合せ考えることが大切であるが、この家は間もなく破産した。講が家連合であると言ふ意味を充分考えねばならないと思われる。

祝神講の場合はより強い程度で機能変化の事例が存在すると思はれるが、紙数がないので省略する⁽⁴²⁾。

講の問題を単に講に限定して見たのではその理解は浅いものとなる。また講と限定せず、家連合として継続する関係として見るにしても、これを特定の時点における内容においてのみ把握し、判断することも危険であることをわれわれに教えてくれるように思われる。

講は家連合としてなお存続している。換言すれば講は家連合の一種であり、家連合一般の性格により規定されることは云う迄もない。

(40) 当時部落内にあった製糸会社。本紀要第一号所載南真志野共同調査、高山隆三「明治時代の農業と製絲業の発展」参照

(41) 関利弘家所蔵文書「大正八年 戸隠講人名並ニ精則会計簿」

(42) 祝神講に関しては、本紀要第一号、有賀喜左衛門・仲康「マキと祝神講」参照